

以上六十七刻なり、此後正檢校五刻、六老五老四老三老二老なり、一老を職總檢校と云、都合七十三刻終る、

衆分と云は、彩色より三度の晴までを云、

在名と云は、四度上衆引より同晴までを云、

勾當と云は、過錢より八度の晴までを云、

檢校と云は、權別當より二老までを云、

〔當道要集〕官位の次第

一座頭。成四度。此内十八キザミ有、此極官より名字を名のる日傘をゆるす、

一勾當。成八度。此内三十五キザミ有、一度の勾當は末四度の裝束なり、二度の勾當より衣白袴を

著す、

一別當。成三階

一檢校。成一階。但官錢未進の輩は、總ばれとて殘し置也、

已上十六官

〔警官紀談〕中檢校ニ一薦二薦ト次第シテ、至十薦有、是ヲ薦内ト云フ、御職ト云ハ一薦ノ事也、

常憲院殿御代ヨリ、江戸ニ所置總檢校者、至今、杉山、三島、島浦ト、三代續ク、

總シテ彼徒ニ様々ノ作法アリテ、名目多シ、詳ニ可尋究、

右享保九年甲辰之夏、以某檢校之口語記之云、伊庭又十郎

〔檢校古實之記〕永祿十一年九月日禪正忠 朱印

禁制中 總檢校并諸檢校中

二當手軍勢濫妨狼籍之事